

# 福岡市老人福祉施設事故報告要領

平成 21 年 4 月 1 日施行

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

## 1 趣旨

福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日条例第 63 号）及び福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日条例第 65 号）（以下「条例」という。）並びに福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成 25 年 1 月 31 日規則第 7 号）及び福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成 25 年 1 月 31 日規則第 9 号）（以下「規則」という。）の規定に基づき、養護老人ホーム及び軽費老人ホームが行う市町村等への事故の報告について、必要な事項を定めることにより、老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）第 11 条の規定に基づく養護老人ホーム入所措置の適正実施や条例及び規則に基づく適正な施設運営の確保に資するとともに、事故の発生又はその再発の防止に努めることを目的とする。

## 2 対象となる施設及び入所者

この要領の対象となる施設及び入所者は、老人福祉法第 5 条の 3 に定める老人福祉施設のうち、福岡市に所在を有する次に掲げる施設及びその入所者とする。ただし、福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日条例第 66 号）第 11 章に定める特定施設入居者生活介護、福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日条例第 67 号）第 7 章に定める地域密着型特定施設入居者生活介護、福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日条例第 70 号）第 11 章に定める介護予防特定施設入居者生活介護の事業所の指定を受けている部分及びそれらのサービスの提供を受けている入所者を除く。

(1) 養護老人ホーム

(2) 軽費老人ホーム（軽費老人ホーム A 型を含む。）

**【適用する要領等】**

(市内施設の現状欄は、平成 31 年 4 月 1 日現在)

対象施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム（軽費老人ホーム A 型を含む。）				
施設分類	外部サービス利用 型指定(介護予 防)特定施設入 居者生活介護 事業所の指定	施設自ら介護保険サービスの提 供を行わない。			指定(介護予防) 特定施設入居者 生活介護事業所 の指定	指定地域密着型 特定施設入居者 生活介護事業所 の指定
市内施設 の現状	なし	養護 全 4 施設	右記以外 の軽費 19 施設	ケアハウス <sup>®</sup> ハラ今泉, ケアハウス香楠荘	ケアハウスおざさ, マイネスハウス福重	

  

適用する要	介護サービス 事故に係る 報告要領 【県作成要領】	↑ ↑ ↑ <b>福岡市老人福祉施設 事故報告要領</b> ※養護老人ホームについては、 一部、市外の市町村の要領	↑ ↑ 介護サービス 事故に係る 報告要領 【県作成要領】	↑ ↑ 介護サービス 事故に係る 報告要領 【県作成要領】
-------	------------------------------------	--	---	---

**3 報告先**

事故の報告先は、次のとおりとする。

(1) 養護老人ホーム

措置の実施者。ただし、福岡市以外の措置の実施者（以下「市外実施者」という。）が措置した入所者に係る事故については、市外実施者及び福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課の双方に報告する。

(2) 軽費老人ホーム

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課

**4 報告すべき範囲**

報告すべき範囲について、省令にいう「入所者に対する処遇により」及び「入所者に対するサービスの提供により」とは、直接、処遇又はサービスの提供を行っていた場合（施設外における処遇等を含む。）のほか、次に掲げる場合を含むものとする。

- (1) 入所者が施設内にいる間に起こったもの。ただし、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）による介護サービスを利用している時のものは除く。
- (2) その他処遇又はサービスの提供に、密接に関連があるもの

## 5 報告すべき事故の種類

(1) 報告すべき事故の種類は、前記4の範囲のうち、次に掲げるものとする。

転倒 転落 接触 異食 誤嚥 誤薬 感染症 食中毒 交通事故  
徘徊（入所者の行方不明を含む。） 職員の違法行為・不祥事 その他

(2) 感染症については、少なくとも法令により保健所等への報告が義務づけられている場合は報告する。例えば、MRSA、レジオネラ症、インフルエンザ、疥癬、ノロウイルスなど

(3) 職員の違法行為・不祥事とは、入所者に対する処遇又はサービスの提供に関連して発生したもので、入所者に損害を与えたもの。例えば、入所者の所持金品等の窃盗、入所者からの預かり金品等の横領・紛失、入所者等の個人情報流出・紛失など

(4) その他とは、施設の災害被災のほか、入所者に対する処遇又はサービスの提供に支障をきたしたものの。例えば、入所者等による施設設備の損壊等、入所者等の個人情報の紛失や盗難の被害、施設内外でのレクリエーション行事における熱中症の発症など

## 6 報告にあたっての留意点

(1) 死亡（自殺を含む。）については、死亡診断書で老衰や病死など主に加齢を原因としない死因の記載がなされたものは報告すること

(2) 傷病については、協力医療機関等の受診（施設内受診を含む。）を要したものを原則とすること

(3) 報告後に、事故の対象者の容態が急変して死亡した場合等は、再度、事故報告書を提出すること

(4) 感染症等については、社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、老発第0222001号）に基づく管轄の保健所等への報告も行い、指示を求めること

(5) 職員の直接行為が原因で生じた事故、職員による支援中に生じた事故のうち、入所者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明等、事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署へ連絡すること

## 7 報告の時期

入所者の家族等への連絡その他必要な措置が終了した後、速やかに前記3に定める報告先へ報告する。

事故の事後処理状況にもよるが、概ね事故発生後、3日以内に所定の報告を

行うものとする。ただし、事故の程度が大きいものについては、まず、電話等により報告先へ事故の概要を報告する。

## 8 報告する項目

### (1) 施設の概要

法人名、施設名、施設長名、施設の種類、施設所在地など

### (2) 事故の対象者

氏名、性別、年齢、要介護度、心身の状況など

### (3) 事故の概要

発生・発見の日時、発生場所、事故の種別、事故の結果、事故の発生状況・対応等、事故の原因など

### (4) 事後の対応

家族への説明、関係機関への連絡、再発防止のための方策など

### (5) その他必要事項

損害賠償等の状況など

## 9 報告書及び作成方法

後記 12 の(1)の前段（ただし書きを除く。）以外で使用する事故報告書については、前記 7 に掲げる項目に基づき別紙のとおり標準様式を定める。ただし、施設が任意に作成する事故報告書が標準様式に定める項目を満たしていれば、それを使用して差し支えない。

また、事故報告書は基本的に入所者個人ごとに作成するが、感染症や食中毒、施設の災害被災など対象者が多数になる場合は、事故報告書を 1 通作成し、対象者のリストを添付して差し支えない。

## 10 記録及びその保存

規則の定めに従い、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備し、原則として、その完結の日から 5 年間保存する。

## 11 秘密保持

福岡市は、各施設からの事故の報告で知り得た入所者等の秘密については、適正な措置の実施や施設運営の確保、事故の発生又はその再発の防止を目的とする業務以外には使用しない。

## 12 養護老人ホームに限定した取扱い

(1) 養護老人ホームは、市外実施者に事故の報告を行う際は、市外実施者が定

める報告要領に従うものとする。ただし，市外実施者がこの要領に基づく報告を認める場合又は市外実施者が定める報告要領がない場合は，この限りではない。

- (2) 入所者間のトラブル等による事故については，原則，負傷等した入所者の措置の実施者へ報告する。なお，当該事故の当事者で負傷等しなかった入所者の措置の実施者に対しても，必要に応じて連絡等を行うものとする。

### 13 適用開始日

平成 21 年 4 月 1 日以降に発生した事故について適用する。